

申31号提出！！

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急申し入れ その4

本部は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急申し入れについて3月26日に会社と団体交渉を行い、これまでの対応や対策並びに労使双方における現段階の現状認識や問題意識について議論してきました。

しかしながら、私たちを取り巻く環境は日々刻々と変化し、3月31日の全国における感染者は1日で240人増加し初めて200名を超え、そのうち東京都は78人、更に関東圏では東京都のみならず埼玉県や神奈川県においても1日あたりの感染者の拡大は過去最多となり悪化の一途を辿っています。この状況に対して、WHOは31日にアジアでの状況について「終結にほど遠い」との見解を示しました。

このように依然として終息の目処は立たず、感染拡大により一層拍車がかかっていることに踏まえ当社として新たな対策等を早急に講じることが必要であることから本日、緊急申し入れ(その4)を提出しました。

1. 3月26日に行われた団体交渉の議論経過を踏まえ、現段階における要求項目の検討状況並びに新たに実施した対応や対策等について明らかにすること。
2. 首都圏における感染拡大の状況を鑑み、以下の対策を早急に講じること。
 - (1) 外出自粛等の要請を踏まえ首都圏における通勤時間帯の列車本数を早急に削減すること。
 - (2) 首都圏において運行する特別急行列車は直ちに運転を取り止めること。
 - (3) 上野・東京ライン及び湘南・新宿ラインの直通運転は直ちに取り止めること。
 - (4) マスク着用を指示している首都圏7支社及び新幹線統括本部においては、一部業務に限定するのではなく全社員を対象にすること。また、本社に所属する社員も対象とすること。
 - (5) マスク着用の対象については、首都圏7支社及び新幹線統括本部のみではなく、感染者が確認されているエリアの各支社を追加すること。
 - (6) 首都圏を走行するすべての車両において、消毒を用いた清掃を各日1回以上行うこと。
 - (7) 訓練センター等を用いた研修や出張については、当面の間は行わないこと。
3. 「小学校等の臨時休業により職場(仕事)を休まざるを得なくなった保護者(正規・非正規を問わない)に対する新たな助成金制度」の期間延長を踏まえ、特別有給休暇を新設すること。
4. ゴールデンウィーク期間中における対応や対策等の実施時期を5月1日からとした理由及び一部の新幹線や特別急行列車等に限定した判断基準について明らかにすること。
5. 乗務員の感染等に備えた緊急研修の詳細について明らかにすること。
6. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延長に伴い、計画していた研修時期等の変更や今後のスケジュール等の考え方などについて明らかにすること。

組合員を感染から守ろう！安全と健康を担保しよう！